

平成26年度下水道事業 受益者負担金賦課対象区域が決定しました

都市基盤の整備として平成元年度から公共下水道事業に着手し、25年度末において1,057.7haを整備しました。
「平成26年度に工事を行い、27年4月1日から下水道が利用できる区域（一部の既整備区域を含む）」を26年度に下水道事業受益者負担金を賦課する区域として7月1日に公告する予定です。

問合せ 下水道課管理業務係

受益者負担金

下水道は、整備区域ごとに利用できる人が限られます。下水道の整備にかかる費用をすべて公費で賄うと、整備区域以外の人もこれを負担することになり、不公平が生じます。

そこで、下水道整備により利益を受ける人に、建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。

**負担金は
1㎡当たり350円**

受益者負担金の対象となる土地は、下水道整備区域のすべての土地です。受益者負担金は、その土地に対して一度限りのものです。

例えば190㎡の土地の負担金額は、350円×190㎡＝6万6千500円となります。

負担金を納める人

今回、公告される賦課対象区域内に土地を所有している人、あるいはその土地に権利を持つている人のいずれかが受益者（負担金を納める人）です。市では、10月ごろに対象となる土地を所有している人へ書類を送付し、説明会を開催する予定です。

負担金の納付

平成26年度に賦課決定した区域は、27年6月より負担金の納付が始まります。納付方法は5年間の分割で、1年を4期に分けて計20期で納めていただきます。ただし、各年度の第1期（毎年6月）に残りの負担金全額を一括納付することもできます。この場合は納期前納付報奨金（限度額25万円）を交付します。

負担金の徴収猶予

- ・農地（登記および現況が農地）
- ・係争中の土地
- ・災害などにより納付が困難な受益者が所有する土地

負担金の減免される場所

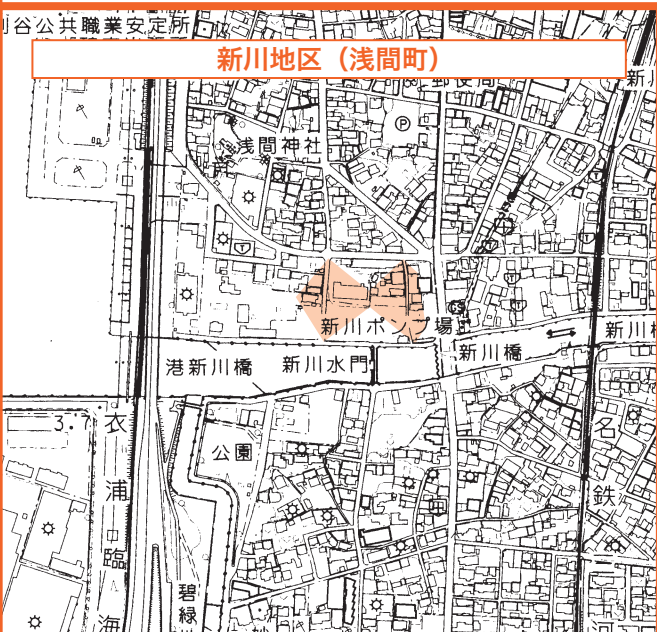
- ・国、地方公共団体の土地
 - ・学校、福祉施設などの土地
 - ・生活保護を受けている人の土地
 - ・墓地、埋葬などに関する法律第2条第5項に規定する墓地
 - ・宗教法人法第3条に規定する境内地
 - ・私道（一定の要件を満たすもの）
 - ・自治会などが管理運営する集会場などの土地
- ※減免率は25％～100％です。

賦課対象区域図（色塗り部分）

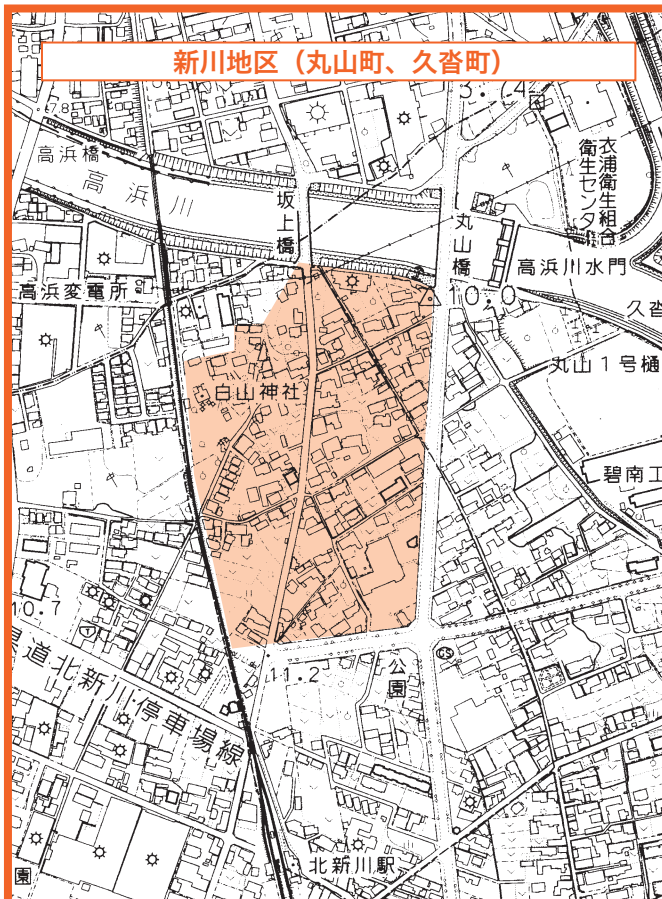
賦課対象区域

丁目の全部または一部が賦課対象となる区域
丸山町1・2丁目、久沓町1～4丁目、浅間町5丁目、大浜上町1～5丁目、天王町7丁目、鷺塚町5丁目、鷺林町3・4丁目

新川地区（浅間町）



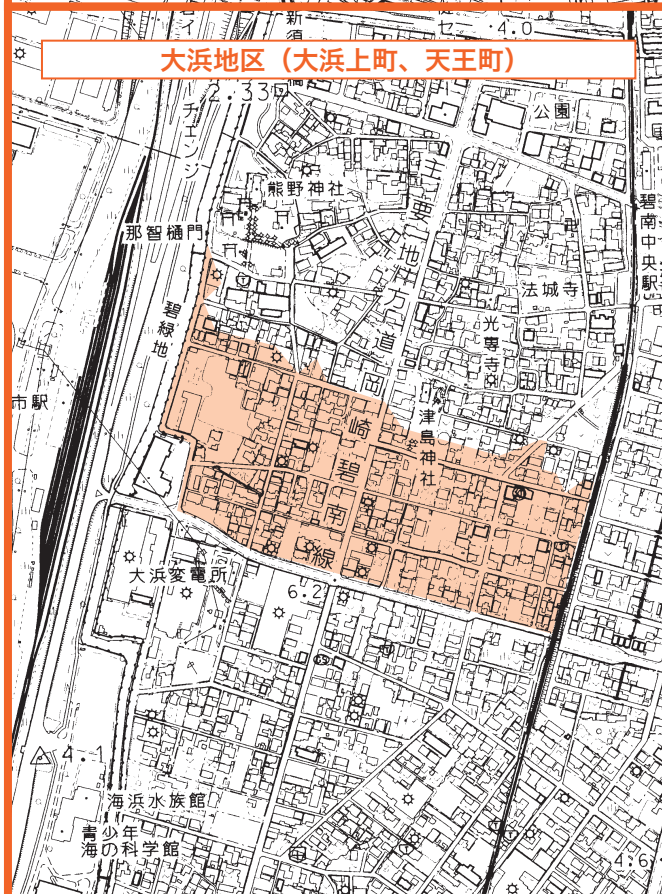
新川地区（丸山町、久沓町）



旭地区（鷺塚町、鷺林町）



大浜地区（大浜上町、天王町）



下水道が整備されていない区域で
住宅を新築・増改築する人へ

汚水は浄化センターで処理し、雨水は川や海へ直接放流する「分流式下水道」を採用しています。

これから住宅を新築・増改築する人は、汚水と雨水を別々に流すことのできる設備にすることをおすすめします。下水道に接続するとき改造が容易にでき、経費の無駄がなくなります。

下水道が利用できる区域内で
下水道へ接続していない人へ
公共下水道に早期接続を！

未接続の場合、家庭汚水の悪臭などが発生し、近所の人に迷惑がかかります。

下水道法では「公共下水道が供用開始された場合は下水道に接続しなければならぬ」と接続義務が明記されています。

また、一般的な家庭の場合、浄化槽にかかる費用より下水道使用料のほうが割安であると試算しています。1日も早い下水道の接続をお願いします。